

非正規雇用の現状と課題

～若者の問題を中心として～

第二特別調査室 いがらし よしろう
五十嵐 吉郎

1. はじめに

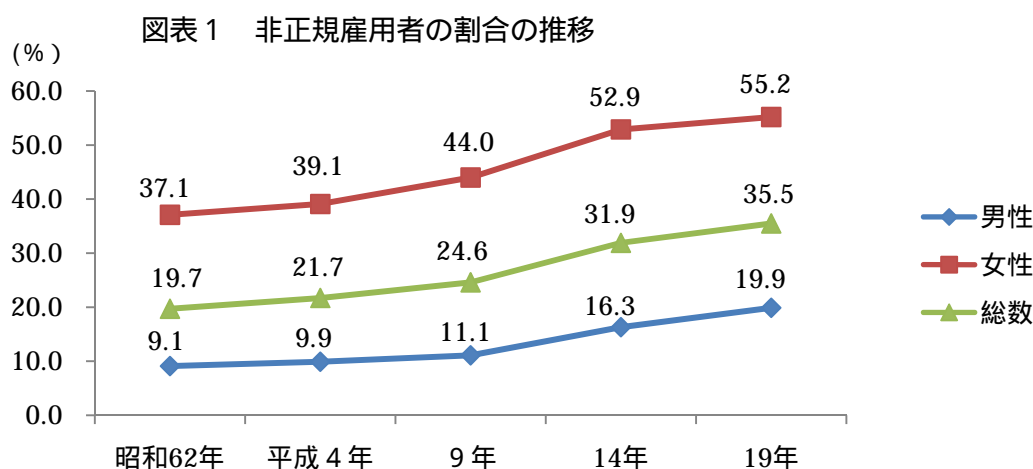
国民生活・経済に関する調査会は、平成19年10月に設置され、3年間の調査テーマを「幸福度の高い社会の構築」と決定し、調査を進めている。「幸福度の高い社会」については、その人その人の置かれた状況等により、様々なイメージを持つことができると考えられるが、その基礎となる部分の大きな柱は、「まじめに仕事をすれば暮らしていける」ということではないかと思われる。本稿では、近年、大きな問題となっている、非正規雇用の現状と課題について、若者を中心に考えてみたい。

なお、「正規雇用者」「非正規雇用者」の呼称は統計・調査によって様々であるが、便宜のため、本稿では「正規雇用者」「非正規雇用者」に統一した。

2. 非正規雇用者の増加

「平成19年就業構造基本調査」(総務省統計局)によれば、有業者の内訳は、「雇用者(役員を除く)」が5,326万3千人で80.7%を占め、次いで「自営業主」が667万5千人(10.1%)、「雇用者(会社などの役員)」が401万2千人(6.1%)、「家族従業者」が187万6千人(2.8%)であった。我が国の有業者の8割以上が「雇用者(役員を除く)」(以下「雇用者」という。)であり、これを男女別で見ると、男性は2,973万5千人(有業男性の77.9%)、女性は2,352万8千人(有業女性の84.6%)となる。

雇用者は、雇用形態によって大きく二つに分けることができる。正規雇用者とパート、アルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託などの非正規雇用者である¹。平成19年の正規雇



(出所)『平成19年就業構造基本調査 結果の概要(速報)』(総務省統計局)

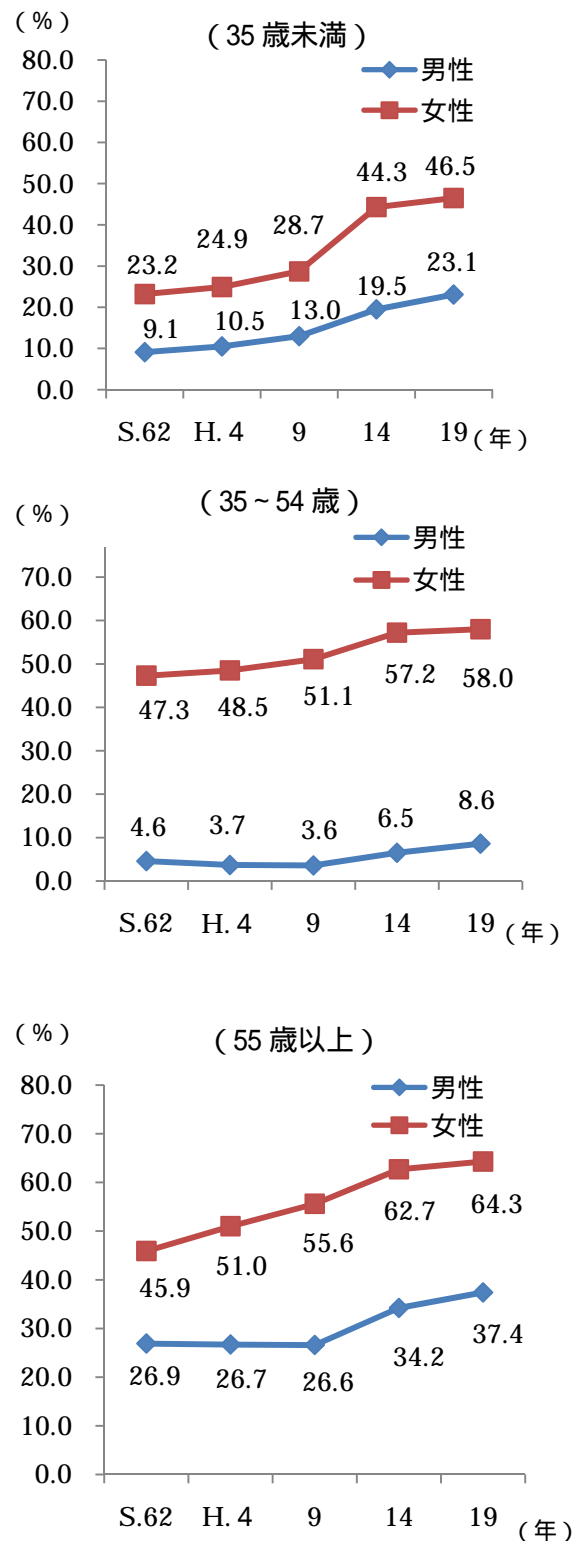
用者は3,436万4千人、非正規雇用者は1,889万9千人であった。非正規雇用は、従来、主婦のパートや学生のアルバイトなど家計補助的な働き方と見られていたが、近年急速に拡大し、現状では3人に1人(35.5%)が非正規雇用者であり、男女別では、男性では5人に1人(19.9%)、女性では、2人に1人(55.2%)が非正規雇用者となっている。その内訳は、「パート」が885万5千人(雇用者に占める割合16.6%)、「アルバイト」408万人(同7.7%)、「契約社員」225万5千人(同4.2%)、「労働者派遣事業所の派遣社員」160万8千人(同3.0%)である。前回の平成14年の調査と比べると、「アルバイト」が15万7千人減少し、「パート」が103万1千人、「労働者派遣事務所の派遣社員」が88万7千人増加している。(図表1)

3. 若年層における非正規雇用の拡大

非正規雇用者の割合を男女別、年齢階級別に見ると、男性では、35歳未満で23.1%、35歳~54歳で8.5%、55歳以上で37.4%であり、女性では、それぞれ46.5%、58.0%、64.3%となっている。昭和62年と平成19年の非正規雇用者の割合を比較すると、全体では男性で10.8ポイント、女性で18.1ポイント増加しているが、これを年齢階級別で見ると、男性では35歳未満で14.0ポイント、35~54歳で3.8ポイント、55歳以上で10.5ポイントと35歳未満でその割合が大きく上昇していることが分かる。また、女性では、それぞれ23.3ポイント、10.7ポイント、18.4ポイントの上昇であり、こちらも35歳未満での割合の上昇が大きく、非正規雇用が、他の年代に比べ若年層で急速に拡大してきたことが分かるのである。(図表2)

非正規雇用は1990年代半ばから急速に拡大した。その背景には、流通、情報通信など第三次産業の拡大、グローバル化によるコスト競争の激化、技術の進歩による事務作業等

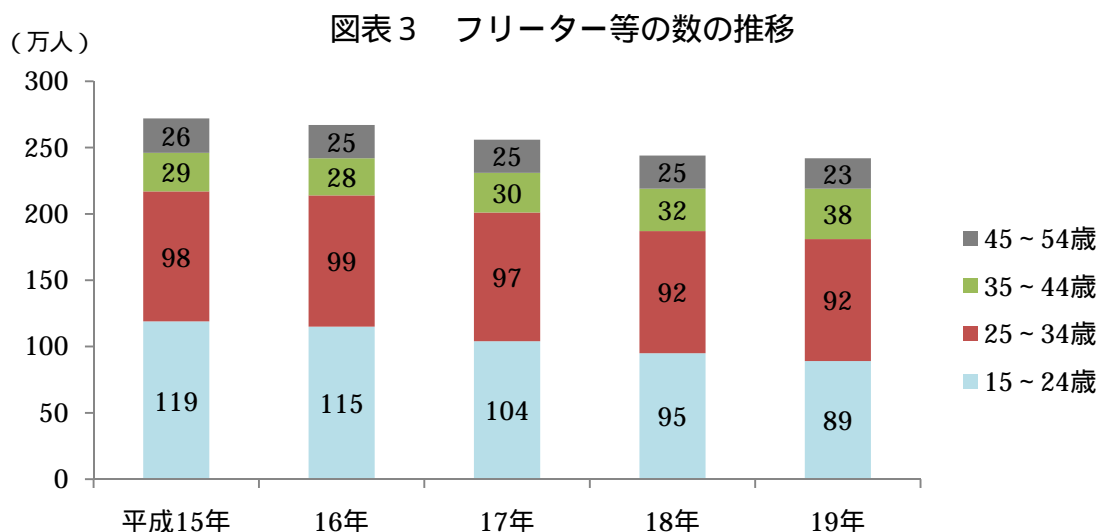
図表2 年齢階級別非正規雇用者の割合の推移



(出所)『平成19年就業構造基本調査 結果の概要(速報)』(総務省統計局)

の効率化などの経済社会環境の変化、子育て期の女性や高齢者等を中心とするパートタイム勤務を希望する者の増加などの供給側（雇用者）の要因、派遣対象業務の拡大などの政策的・制度的な要因などを挙げることができるが、最大の要因は、バブル経済崩壊後の景気低迷の下で行われた企業の総人件費の抑制策であったと思われる。正社員の人員整理、給与の切下げには相当に困難があることから、正社員の新規の採用を抑え、雇用調整がしやすく、賃金の低い非正規雇用者で置き換えられていった。このあおりを最も受けたのが若年層であり、2000年代初頭までのいわゆる「就職氷河期」に卒業時期が当たった者には、正社員を希望してもそれがかなわず、やむを得ず非正規雇用者として職を得た者も多かった。

総務省「労働力調査」では、年齢が15歳から34歳でパート・アルバイト又はその希望者をフリーターと定義している²。このようなフリーターの数、ピークであった平成15年の217万人から平成19年には36万人減少し181万人となった。しかし、年齢階層別に見ると、15～24歳では30万人減少しているが、25～34歳では6万人しか減少していない。さらに、フリーターの定義を超える年齢層である35～44歳のパート・アルバイト希望者は9万人の増加となっている。近年の好景気によって比較的若い年齢層のフリーターの雇用状況は改善したが、年長者はそのままフリーターとしてとどまり、その年齢が上がっているのである。正社員であれば、企業内で仕事を通して様々なスキル、能力を身に付ける機会があるが、そのような機会に恵まれないフリーターは、年長になるほど正社員として就職することが難しくなると言われており、その対策が求められている。（図表3）



（注）35歳以上は「フリーター」の定義に当てはまる年長者である。

（出所）「労働力調査詳細集計平成19年度平均結果」（総務省統計局）

4. 非正規雇用の賃金

「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果」（厚生労働省）によれば、非正規雇用者がいる事業所について、非正規雇用者を活用する理由（複数回答3つまで）を

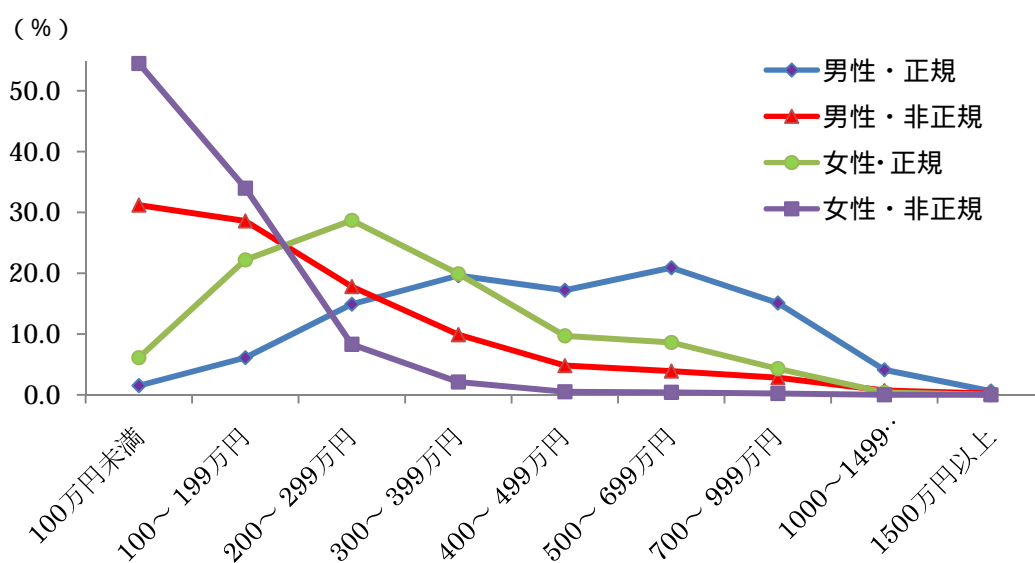
聞いたところ、最も多かったのは、「賃金の節約のため」(40.8%)であり、次いで「1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」(31.8%)であった。非正規雇用活用が大きな理由が、賃金が低く雇用調整を行いやすいことであることを示しているが、その賃金について次に見てみたい。

「平成19年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)で、平成19年6月分の平均所定内給与額を見ると、正規雇用者は31万8千円、非正規雇用者は19万3千円であり、正規雇用者を100とした場合、非正規雇用者の給与は65と賃金格差は極めて大きい。なお、男女別では、男性の正規雇用者は34万8千円、非正規雇用者は22万4千円、女性の正規雇用者は24万3千円、非正規雇用者は16万9千円であり、正規雇用者を100とした場合、男性は61、女性は75となり、男性における正規・非正規の格差が大きい。

また、「労働力調査詳細集計平成19年平均結果」(総務省統計局)で、所得階級別に雇用形態別の割合を見ると、正規雇用者では年収200万円以上が87.2%であるのに対し、非正規雇用者では年収200万円未満が77%を占めている。男女別に見ると、正規雇用者では、男性は年収200万円以上が93.2%とほとんどを占め、最も割合が高かったのは500～699万円の21.1%であり、女性は年収200万円以上が73.5%であり、最も割合が高かったのは、200～299万円の28.6%であった。これに対し、非正規雇用者は、男性で年収100万円未満が27.5%、100～199万円が29.6%と200万円未満が57.1%を占め、女性では100万円未満が49.0%、100～199万円が36.9%であり、年収200万円未満が85.9%を占めている。女性の非正規雇用者の約半数が年収100万円未満である理由の一つは、扶養認定や扶養控除の範囲内で働く主婦パートが多いためと思われる。(図表4)

「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果」(厚生労働省)によると、非正規雇用者について、「生活をまかなう主な収入源」が「自分自身の収入」であるとする割

図表4 所得階級別雇用者の割合



(出所)「労働力調査詳細集計平成19年平均結果」(総務省統計局)

合は男性が77.2%、女性が26.7%である。試みに、この割合を前記の所得階級別の割合に当てはめると、年収200万円未満の収入で生活を賄っている非正規雇用者の数は、男性で231万人、女性で268万人であり、約500万人の非正規雇用者が年収200万円未満で暮らしていることになる。

5. 非正規雇用という働き方

「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果」(厚生労働省)によると、正社員・出向社員以外の雇用者が、現在の就業形態を選んだ理由は(複数回答3つまで)「自分の都合のよい時間に働けるから」(42.0%)、「家計の補助、学費等を得たいから」(34.8%)、「家庭の事情(家事・育児・介護等)や他の活動(趣味・学習等)を両立しやすいから」(25.3%)、「自分で自由に使えるお金を得たいから」(20.8%)の順であり、次いで「正社員として働ける会社があったから」は18.9%であった。なお、男女別にこの調査結果を見ると、ライフスタイル、ライフステージの観点から、非正規雇用を自ら選択している人が女性に多いことが分かる。

しかし、若年層では、25~29歳で33.8%と3人に1人が、30~34歳では23.8%と4人に1人が正社員として働ける会社がなく、やむを得ず非正規雇用で働いているとしており、非正規雇用者で他の就業形態に変わりたいとする者は、20~24歳で65.9%、25~29歳で57.9%、30~34歳で48.6%、35~39歳で50.1%であり、そのほとんどが正規雇用者を希望している。そして、正規雇用者になりたい理由は、「雇用が安定しているから」、「より多くの収入が得たいから」である。

これまで、我が国では、夫が正規雇用者として働き、妻は専業主婦であったり、働くとしてもいわゆるパートとして、家計を補助するために働くことが一般的であると考えられてきた。しかし、非正規雇用が急速に広がり、主たる働き手が非正規雇用である場合や夫と妻双方が非正規雇用である場合も特別な例ではなくなっている。労働は生活の基盤をつくるものであるが、その現状を見ると、非正規雇用ではなかなか安定した生活基盤をつくるのが難しいように思われる。収入段階別の結婚状況を見ると、男性で同世代の半数以上が結婚しているのは、20代後半では年収500万円以上の層であり、30代前半では年収300万円以上の層である。年収が低くなるほど有配偶者の割合は低くなり、非正規雇用者などの低収入の層では、結婚しにくいという状況も明らかになっている³。また、非正規雇用の場合は年金に加入していないケースが多いとも言われている。総合研究開発機構(NIRA)の試算によれば、就職氷河期世代について、働き方の変化(非正規雇用の進行と家事・通学以外の無業者の増大)によって非正規雇用者が137.1万人、無業者が54.5万人増加し、このうち77.4万人が老後に生活保護を受ける可能性があり、そのために必要な予算は累計で17.7兆円~19.3兆円に達するとしている⁴。

6. 非正規雇用拡大の影響

非正規雇用の拡大の影響は、三つの側面から見ることができる。第一に、非正規雇用者の側である。本人あるいは世帯に一定の収入があり「自由な働き方」として非正規雇用を

選択した人、専門的な知識や技能を持つ高収入の非正規雇用者は別として、非正規雇用者は、通常、低賃金で雇用が不安定であるため、厳しい生活に追われ、いつ職を失うかもしれないという不安を抱え、家庭を持たず、将来に希望を持たないという状況になる可能性が高いということである。第二に、企業の側である。平成 20 年の中小企業白書は、サービス産業における非正規雇用の増加について「高い品質のサービスの中には長期的な雇用を前提として蓄積された人的な資本、例えば熟練の技能によらなければ提供できないものも多いと思われる。第三次産業における正規雇用者の比率の低下がサービス産業における人的資本の蓄積を阻害する恐れがあることには十分な留意が必要である」としているが、製造業についても、技術の伝承等に支障が生じているとも言われている。このようなことも含め企業の真の強さは、いかに労働力を安く使うかということではなく、働き方を見直して、いかに労働生産性を上げるかということではないかと思われる。そして第三に、社会的な影響がある。人口減少・少子高齢化が進む中で、若い労働力を有効に活用しないことによる社会的な損失、貧困が生み出す社会的不安、病気や高齢になったときに生活をどのようにして支えていくのかといった将来の財政負担などの問題がある。

サブプライムローン問題に端を発した、世界的な景気の減速により、我が国の景気も大きく下降し、契約社員、派遣社員、請負労働者等の非正規雇用者の雇い止めや契約解除、新卒者の内定取消しなど雇用にも大きな影響が出てきている。政府・与党は平成 20 年 10 月 30 日の「生活対策」に次いで、12 月 9 日には、非正規労働者をはじめとする労働者の雇用の維持、雇用を失った労働者に対する再就職支援、新卒者への内定取消問題への対応等雇用の安定に向けた「新たな雇用対策」を公表したところであり⁵、厳しい雇用情勢の下、これらの施策が十分その効果を発揮することを期待したい。

それとともに、就労における世代間の格差の是正策、正規・非正規の格差是正策、就労と社会保障との関係、労働者派遣業の在り方を含む労働市場のルール確立、正規雇用者の長時間労働やサービス残業への対応など、経済社会の変化に対応した雇用の在り方、ひいては日本人の暮らし、働き方について、国民的な議論の下で検討すべき時期が来ているように思われる。

¹ 「就業構造基本調査」では、「雇用者（役員を除く）」を「正規の職員・従業員」と「非正規就業者」に分け、「非正規就業者」は「パート」「アルバイト」「労働者派遣事務所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」に分けられている。

² 総務省「労働力調査」ではフリーターを、年齢が15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者で次のような者としている。雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

³ 「労働政策研究報告書 35 若者就業支援の現状と課題 - イギリスにおける支援の展開と日本の若者の実態分析から - 」(2005. 6)(労働政策研究・研修機構)

⁴ 「NIRA 研究報告書 就職氷河期世代のきわどさ 高まる雇用リスクにどう対応すべきか」(2008. 4)(総合研究開発機構)

⁵ 「生活対策」は「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」で取りまとめられ、「新たな雇用対策」は「与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム」で取りまとめられ、「新たな雇用対策に関する関係閣僚会合」において「同提言を踏まえつつ …… 政府が一体となって必要な施策を実施するものとする」としている。